

■ 建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金 ■

施行日:2025年4月1日

()内は消費税 10 %を含む料金です。

1. 一戸建て住宅・複合建築物の住戸部分(1住戸に限る)				備考		
下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※1				1 複合建築物の料金算出 複合建築物においては、非住宅の適合性判定料金と住宅部分の適合性判定料金を加算した料金とする。		
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県				2 計画変更(変更計画書) 計画変更の料金は、新規の料金の60%の額とする。(消費税を含む)ただし、次の場合は新規料金とする。 ①評価方法(計算方法)の変更により新規の適判が必要となった場合 ②直前の適合判定通知書を当機関以外の者が交付した建築物 ③計画の内容が大幅に変更となり、審査内容が新規とほぼ変わらない計画となった場合(当機関の判断による)		
対象面積	標準 (外皮計算+Web)	外皮仕様基準 (仕様基準又は誘導仕様基準)	審査の合理化 (住宅性能評価等による)	3 軽微変更該当証明申請 軽微変更該当証明申請は、新規の料金の50%の額とする。(消費税を含む)ただし、次の場合は新規料金とする。 ①直前の適合判定通知書を当機関以外の者が交付した建築物		
200㎡未満	¥40,000 (¥44,000)	¥30,000 (¥33,000)	¥10,000 (¥11,000)	4 審査の合理化により適合通知書を交付した住宅で、計画変更又は、軽微変更該当証明を申請する場合で、変更設計住宅申請等と併せて受ける場合の料金は、前記の2. 3に関わらず下記による。 ¥10,000 (¥11,000)		
200㎡以上 300㎡未満	¥45,000 (¥49,500)	¥35,000 (¥38,500)	¥10,000 (¥11,000)	5 再交付等 適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付については、下記の①料金とする。ただし、やむを得ない理由により、記載事項を修正して再交付を行う場合においては下記の②料金とする。(計算に影響のない範囲に限る) ①料金 ¥5,000 (¥5,500) ②料金 ¥10,000 (¥11,000)		
300㎡以上 500㎡未満	¥50,000 (¥55,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥10,000 (¥11,000)	6 電子申請以外の申請 電子申請以外の申請の場合や紙面での交付においては、下記の料金を加算いたします。 ¥2,000 (¥2,200) /1申請につき		
・500㎡以上の場合は、別途お見積もりいたします。				7 混構造建築物の場合 混構造建築物の場合で、断熱構造において複数の構造(木造を除く)を審査する場合は、別途お見積もりいたします。		
2. 共同住宅・長屋建て住宅・複合建築物の住戸(2住戸以上)				8 鉄骨造や鉄筋コンクリート造構造建築物の場合 は左記の料金表で算定した額に50%を乗じた額を左記の料金表の算定した額に加算した料金とする。(ただし、混構造建築物を除く)		
下記の料金表は当社に建築基準法の建築確認申請を併願申請した場合の標準料金です。※1						
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県						
審査料金=基本料金(A)+1住戸当り料金(B)×M						
対象面積	基本料金(A) 棟単位			1住戸当り料金(B)		
	標準	外皮仕様基準	審査の合理化	標準	外皮仕様基準	審査の合理化
200㎡未満	¥60,000 (¥66,000)	¥40,000 (¥44,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥11,000 (¥12,100)	¥8,500 (¥9,350)	¥1,000 (¥1,100)
200㎡以上 300㎡未満	¥80,000 (¥88,000)	¥60,000 (¥66,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥7,500 (¥8,250)	¥1,000 (¥1,100)
300㎡以上 500㎡未満	¥90,000 (¥99,000)	¥70,000 (¥77,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥9,000 (¥9,900)	¥7,000 (¥7,700)	¥1,000 (¥1,100)
500㎡以上 1000㎡未満	¥120,000 (¥132,000)	¥90,000 (¥99,000)	¥10,000 (¥11,000)	¥8,000 (¥8,800)	¥6,000 (¥6,600)	¥1,000 (¥1,100)
・1000㎡以上の場合は、別途お見積もりいたします。						
・「M」は住戸数です。						
・共同住宅の共用部分の審査を行う場合は右記の料金を加算します。 ¥120,000 (¥132,000)						
<p>※1 他機関の建築確認申請の物件について 他機関で建築確認申請を行い、当機関に省エネ適合性判定を単独で申請される場合は、上記料金に2.0を乗じた料金額とします。(長期使用構造等の確認申請及び住宅性能評価申請でコース2による場合を除く) 但し、別に定める規定に該当する場合はその限りではない</p> <p>※2 複合建築物の住宅部分について 複合建築物の住宅部分について、当機関に下記の内容の省エネ基準に係る交付がされており、当該内容に変更がなく住宅部分の省エネ審査が省略できる場合は、新規の料金の50%の額(消費税を含む)とする。ただし、新たに共用部分の審査が必要な場合は、別途新規料金の共用部審査料金を加算する。(軽微変更該当証明申請、計画変更の同じとする) ・住宅性能評価書(省エネ基準に適合しているものに限る) ・長期優良住宅建築等計画の認定書 ・長期使用構造等の確認書</p> <p>※3 複合建築物の変更に係る申請について 計画変更申請及び軽微変更該当証明申請において、変更に係る内容が住宅又は非住宅のどちらかに係る内容のみである場合は、該当するどちらかの料金とする。ただし、住宅及び非住宅の両方に影響する内容の場合は、両方の料金の加算とする。</p> <p>※4 共同住宅等の共用部みの増改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象すべき部分がない場合は共用料金の30%とする</p>						